

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
競技会開催規程

第1章 総 則

第1条（総 則）

この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟(以下「本連盟」という)定款施行細則第32条に基づき、日本国内において開催される国内競技会及び国際競技会の円滑な運営を図る目的で定める。

第2条（定 義）

本規定における次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催 自己の名義において試合、イベント等(以下「試合等」という)を開催すること。
- (2) 共催 共同の名義において試合等を開催すること。(共同主催)
- (3) 主管 試合等の運営の委託を受けて実施すること。
- (4) 後援 他者の主催する試合等を支援すること。
(ただし、金銭その他の経済的支援はともなわない)
- (5) 協力 他者の主催する試合等に物品を提供し、または一定の許諾を与える方法により協力すること。
- (6) 特別協賛 他者の主催する試合等に金銭その他の経済的支援を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること。
- (7) 協賛 他者の主催する試合等に金銭その他の経済的支援を行い、その代償として一定の権利を得ること。
- (8) 公認 他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を公式なものとして許諾すること。
- (9) 推薦 他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、アイスホッケー界又は本連盟にとって良質又は好ましいものとして認知すること。

第3条（競技会の開催）

本連盟は、次の競技会を主催する。

- (1) 全日本アイスホッケー選手権大会
- (2) 全日本女子アイスホッケー選手権大会A・B
- (3) 全日本オールドタイマーアイスホッケー選手権大会
- (4) 全日本インラインホッケー選手権大会
- (5) 全日本少年アイスホッケー選手権大会(小学生)
- (6) 全日本少年アイスホッケー選手権大会(中学生)

2. 本連盟は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。

第4条（競技会の名称の制限）

本連盟が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」、「日本」、「全国」、「オールジャパン」を使用することはできない。ただし、文部科学省が推進し地方自治体が主催するスポーツ拠点づくり事業は除外とする。

第5条（主管の委託）

本連盟は、本連盟の主催する競技会の主管を、その競技会開催地の都道府県アイスホッケー連盟に委託することができる。

2. 前項の場合、委託された都道府県アイスホッケー連盟を主管連盟という。

第6条（地域競技会等）

都道府県アイスホッケー連盟が独自に開催する競技会の規程は、本規程に準ずるものとする。

第7条（処 分）

本連盟は、本章の規程に違反した都道府県アイスホッケー連盟、加盟チーム又は選手に対して、定款施行細則第26条に従って懲罰を科すことができる。

第2章 国内競技会

第8条（開催の申請）

都道府県アイスホッケー連盟が、国内有料試合（無料競技会であっても第三者による特別協賛又は協賛をとる大会を含む。以下同じ）を開催するときは、本連盟に対し、原則として開催日の属する月の、前々月の末日までに、次の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、スポーツ拠点づくりの申請に関しては、開催希望する市町村と協議の上、申請前に本連盟に問い合わせを行わなければならない。

- (1) 競技会開催の趣旨

- (2) 次の諸項目を含む競技会要項

イ. 競技会名称

ロ. 主催者とその住所

ハ. 主管者とその住所

ニ. 後援の具体的方法

ホ. 会期及び会場

ヘ. 参加範囲

ト. 参加資格

チ. 競技の方法（トーナメント方式か、総当たり方式か、競技時間、懲罰など）

- リ. 表彰方法（賞品及びその寄贈者）
 - ヌ. 参加料（個人負担金、チーム負担金など）
 - ル. 経費区分
 - ヲ. 入場料金（単価と発行枚数）
 - ワ. その他
- (3) 競技会運営の組織とその責任者
 - (4) 予算書
2. 本連盟は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
 3. 前2項に基づき、すでに承認を得た競技会の開催に関し、第1項の添付書類の記載事項に変更があったときは、本連盟に事前に届出を行い、その承認を得なければならない。

第9条（開催承認の条件）

前条による競技会開催の承認に際して、本連盟が示す条件は、次の事項である。
ただし、本連盟の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本連盟の加盟チームであること。
- (2) 競技は本連盟の競技規則により行うこと。
- (3) 参加選手は本連盟の諸規程を遵守すること。
- (4) 参加選手の安全管理について考慮してあること。
- (5) 本連盟が定める競技会開催ならびに運営に関する諸規程に従うこと。
- (6) 審判団への審判手当は本連盟の指示に従うこと。
- (7) 競技場内及びその周辺に発生したチーム又はその所属員に関する 懲罰事項に関しては、本連盟の審議委員会が定めた手続きにより決定すること。
- (8) その他本連盟が必要と認めた指示に従うこと。

第10条（加盟連盟・加盟チームによる開催）

本連盟の加盟チームが、本連盟主催以外の国内有料競技会を開催する場合は、必ず該当地の都道府県アイスホッケー連盟が主催するものとする。

第11条（収支の調整）

本連盟より主管を委託された主管競技会における収入超過又は支出超過の処分については、本連盟総務委員会の提案に基づき理事会が決定する。

第12条（予算及び決算）

競技会にともなう予算及び決算は、別に定める勘定科目ならびに積算基礎による。

第13条（報告義務）

主催者及び主管連盟は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本連盟に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

第14条（決算の修正）

本連盟は、決算報告書証票書類に不備な点があるときは、証票書類の提出を求め、基準に照らし支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

第15条（主催・共同開催・後援）

都道府県アイスホッケー連盟は、自ら主催する競技会に関し、本連盟に対し共催又は後援を依頼する場合は、本連盟に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第8条に定める事項を記載した書類を添付して、申請承認を得なければならない。

2. 前項によりすでに承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載に変更が生じたときは、本連盟に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

付則

1. 本規程は平成23年9月1日より施行する。
2. 令和3年3月27日一部改定。